

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第2章 公益事務該当性の判断

第2章 公益事務該当性の判断	1
第1節 総論	1
第1 公益事務とは	1
第2 信託行為及び申請書記載事項	3
1 基本的考え方	4
2 記入要領	6
第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準	13
1 公益信託の目的についての確認事項	13
2 公益事務の概要についての確認事項等	14
3 受益の機会についての確認事項	15
4 受益対象者の義務・受益の条件についての確認事項	16
5 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項	17
6 その他横断的な注記事項	18
第4 変更認可事項と変更届出事項	20
1 基本的考え方	20
2 緊急事態における対応	20
第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督 参照)	20
1 公益信託の目的について	21
2 公益事務の概要について	21
3 受益の機会について	21
4 受益対象者の義務・受益の条件について	21
5 公益事務の合目的性の確保	21
第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ	21

第2章 公益事務該当性の判断

- どのような事務が公益事務に該当するかは、公益信託法第8条に定める公益信託認可基準への適合性を判断する上での前提であり、「公益性」の判断における最も重要な論点と言える。
- 本ガイドラインにおいては、公益認定等ガイドラインを踏まえ、公益事務該当性に係る判断基準を行政手続法第2条第8号ロの「審査基準」として位置付け、できる限り明確化するとともに、当該判断基準への適合性の確認のためには信託行為及び申請書に何が記載される必要があるか、添付書類として何が必要であるかを明らかにすることとした。
- その際には、委託者の意思を最大限尊重しつつ、受託者の能力に応じた工夫や社会変化に対応した事務の見直し等を阻害しないよう、受託者による工夫が想定される事項や見直しが想定される事項は事業計画書等に記載されることを前提に、公益事務の内容については信託行為及び申請書記載事項は簡素化することを基本としている。これにより、信託行為及び申請書記載事項を変更する場合には、原則として変更認可申請が必要とする枠組みの下で、適正なガバナンスを確保しつつ、公益信託の実情に応じた柔軟性が確保される。

なお、委託者の意思により、信託行為に詳細に定め、あるいは、受託者のガバナンスを前提に公益法人と同様の裁量を認めることも可能であり、信託行為に公益事務の内容についてどの程度具体化・明確化するかは、委託者の意思を尊重することが求められる。

第1節 総論

第1 公益事務とは(公益信託法第2条第1項第2号)

- 公益事務とは、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益信託法別表各号に掲げる種類の事務をいう。

公益目的事業についての認定法の定義(学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの)とは規定ぶりが異なっているが、「事務」¹と「事業」の用語の違いを踏まえ、法制技術的な観点から、公益性を二つの要素に分けることなく一体的に判断するよう規定することとした結果であり、公益性の判断に違いが生じることを意図したものではない。

すなわち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かは、「不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」に該当するか否かという中で一体的に判断されることになる。言い換えると、具体的な公益事務の内容が、「不特定かつ多数の者

¹ 公益法人が自らの経営判断に基づき実施する公益目的事業に比べて、公益信託においては、信託法上の用例や契約によるもので、より小規模な公益活動が想定されることから「事務」という用語が用いられたもの。

の利益の増進」に寄与すると判断できない事務は、形式的に別表各号に該当する目的を掲げていたとしても、「別表各号に定める事務」に該当するとは判断されないことになる。

○ 別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、認定法の立法当時有効であった法律のうち国民の利益のために制定されているものの目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる目的であれば、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる。その上で、実質的にも、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に掲げる目的に寄与すると判断される場合に、公益事務に該当することになる。

○ 申請された公益信託の事務が公益事務に該当するかどうか、すなわち、実質的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に掲げる目的に寄与するという事実があるかどうかを認定するためには、

1 まず、公益信託の目的が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、公益信託法別表各号に該当するものであることが求められる。

また、「目的」が掲げられているだけでなく、その「公益事務の内容」及び実施の「手段」が、

2 当該目的を実現するためのものであること（公益事務の合目的性）が合理的に説明できること

3 当該目的を実現するための公益事務の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること

4 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）

5 公益事務の内容に透明性があること

の確認が必要である。

あわせて、公益信託制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域²を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益信託認可を受けた場合には、「公益」信託を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている。これらを踏まえると、

6 営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあつては、社会的なサポートを受ける

² 例えば公益法人の場合、民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講ずるが、そのような措置が講じられない場合には、営利法人等への転換を行うこととされていた。

にふさわしい公益事務としての特徴があること

を公益事務の内容等に応じて確認をすることが求められる(上記①から⑥の全てに該当することを「公益事務該当性」という。以下同じ。)

- 新制度においては、多種多様な公益事務が実施されることが想定されるが、公益事務ごとに、公益事務該当性の判断に当たって重視すべき内容は異なる。どの公益事務にも一律・網羅的な確認を行うことは、受託者及び行政庁の双方にとって無用な負担となり、ひいては法目的の実現を妨げることにもなりかねない。
- このため、公益信託の審査・監督に当たっては、原則として、公益事務として求められる趣旨等に応じて、重点的にチェックを行う必要がある事項のみを確認し、それ以外の事項については、公益事務の内容に照らして当該事情を確認すべき特段の事情がある場合を除いて、公益信託のガバナンスに委ねることが適切である。
- こうした観点から、典型的な事務については、公益事務該当性を簡便に判断することができるよう、事務区分ごとのチェックポイント³を示すこととする。

チェックポイントに示した事務区分は、多種多様な公益事務の一部に過ぎず、それ以外のチェックポイントにない事務については、事務の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うものとする。

第2 信託行為及び申請書記載事項

- 公益信託認可の申請書には、「公益事務の種類及び内容」を記載することとされている(公益信託法第7条第2項第4号)。公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、公益信託規則で定める軽微な変更の場合を除き、原則として変更認可が必要となる(公益信託法第12条第1項)。
- また、公益事務については、信託行為において、
 - ・ 公益信託の目的(公益信託規則第1条第2号)
 - ・ 公益事務を行う区域(同条第3号)
 - ・ 公益事務の内容(同条第4号)
 - ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
 - ・ 受託者の職務に関する事項(同条第6号)
 - ・ 公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
 - ・ 信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
 - ・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の選定基準、委託する公益信託事務の内

³ 公益認定等ガイドラインに示されたチェックポイントと同内容のものとしている。

容等(同条第12号)

- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合における当該機関の権限等(同条第13号)
- ・ 利益相反行為等を行う場合の当該行為の内容等(同条第14号)

等を定めることとされている。

- 公益事務該当性を判断するために必要な公益事務の内容、公益事務の実施の手段等については、委託者の重要な関心事項であると考えられ、公益事務該当性の判断に必要な情報は、基本的には委託者及び受託者が合意した信託行為において明らかにされることが望ましい。このため、申請書には、「信託行為第○条及び第●条に記載のとおり」と記載されることを想定している。

一方、遺贈の場合等であって、信託行為(信託契約又は遺言)において十分な定めがなされていない場合、公益信託の認可を受けるためには信託行為の定めのみでは十分ではないこと等も想定され、委託者又は遺言執行者の承諾⁴を得て申請書において必要な事項を補足することも許容される。

- また、公益信託の監督は、信託行為及び申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」を基礎として実施される。

1 基本的考え方

- 公益事務該当性は、「公益事務の種類及び内容」として申請書に記載された事項(以下「申請書記載事項」という。)及び申請書の補足情報として記載された事務の公益性等に関する説明(以下「事務の公益性等に関する説明」という。)(様式1・③参照)並びに事業計画書その他の添付書類によって判断する。

なお、受託者が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請及び変更認可申請において、公益信託法第8条第1号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこととされており(公益信託法第10条第1号)、公益認可申請又は変更認可申請の審査における公益事務該当性の判断に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる(第4及び第4章第2節第2参照)。また、行政庁が、独自の手段によって取得した情報を参照することもあり得る。

- 申請書記載事項は、委託者(遺言執行者を含む。)及び受託者の了解の下で記載され、記載に従い公益事務を実施するとして行政庁の公益信託認可を受けたものであり、その変更には、原則として、変更認可を必要とする(第1節第4参照)。このような申請書記載事項は、「国民に

⁴ 公益信託規則第2条第3項第8号

対する約束」ということができ、信託行為の内容を証する書面とともに備置き・開示等の対象となる書類と位置付け(公益信託規則第39条第1項第4号)、公益信託法第21条第2項に基づく公表対象(第5章第2節参照)とされている。

- 申請書記載事項から読み取ることができない事務や、申請書記載事項に従って実施されない事務は、公益事務として認められず、受託者がそのような事務を行ったとしても、「信託の目的の達成のために必要な行為(信託法第26条)」とは言えず、受託者の権限外の行為として信託管理人による取消し対象となり得る(信託法第27条)。公益信託において、受託者は、申請書記載事項に従って公益事務を実施する必要がある⁵。
- 事務の公益性等に関する説明として、申請書(様式1・③参照)において、チェックポイントに該当する旨の説明及び事務を継続的に行うために必要な許認可等についての記載を求めるが、その変更にあたって認可が必要となる申請書記載事項とは扱わない(すなわち、当該記載の変更のみに留まる場合は、変更認可申請は不要となる。)ものとする。
- 申請書記載事項は、「国民に対する約束」として公益事務のコンセプトを明確にし、公益事務の外延を画する観点から、公益信託の目的のほか、公益事務の概要、受益の機会、受益対象者の義務、公益事務の合目的性確保の取組等に関する基本的な考え方及び原則を示すことを求める。他方、信託行為の範囲内で、公益事務の実施における受託者の工夫や受託者の能力に応じた柔軟な対応が可能となるよう、公益事務の規模や詳細設計など、受託者が実情に応じて判断すれば足りる事項は、事業計画書等に記載することを原則とする。
- 申請書記載事項として明らかにすべき内容は、下記「(2)記入要領」に記載のとおりであり、公益信託認可の審査に当たっては、申請書記載事項に加え、事務の公益性等に関する説明、事業計画書等⁶に記載された具体的な公益事務の内容等により、公益事務該当性を判断する。
- 受託者は、信託行為等に沿って事業計画書等を定め、公益事務を実施することが求められ、行政庁は、申請書記載事項に沿って公益事務が実施されているかを監督する。公益事務としての基本的考え方及び原則が信託行為及び申請書に明確に記載されていない場合には、公益事務としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認可となることがあり得る。
- その他、公益事務該当性を判断するために合理的に必要と考えられる添付書類は、「判断基準」として、本ガイドライン(個別のチェックポイントについて本ガイドラインが準用する公益認定ガ

⁵ 公益法人の事例では、平成28年1月に内閣総理大臣が行った勧告においては、公益目的事業の手段として申請書に記載されていた「三者契約」を、変更認定を受けることなく「二者契約」に改めたことが問題となった。

⁶ 「事業計画書」以外に、受託者が策定し、公表(原則)する各種規程、募集要項などを含む。その場合、事業計画書への添付を求める。申請時において、事業計画書等に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。申請書には、受託者が守るべき約束として、「〇〇については事業計画書等に記載し、実績を事業報告に記載する」旨を記載するよう求める。

イドラインの記載を含む。)において定める(第1節第3・及び第2節参照)。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。

2 記入要領

- 公益事務の実態を踏まえ、同一の趣旨・目的の下、密接に関連して実施される公益事務は一つにまとめる。信託行為において、複数の号等に分けて規定されている事務をまとめても差し支えない。社会通念に照らして、密接関連性が自明ではない公益事務をまとめる場合には、それらの関連性について説明する⁷。ただし、公益信託において収益や共益を目的とする事務等を行うことはできないことから、これらをまとめることはできない。なお、一つにまとめた公益事務の一部に公益性が認められなければ、全体の公益事務該当性が否定されることに留意する。
- 申請書においては、例えば、「信託行為(信託契約書)第●条参照」とするなど、必要情報が信託行為のどこに定められているか明らかにすることを想定している。その際には、「申請書記載事項」として明らかにすべき事項の全てが、信託行為の「公益事務の内容(公益信託規則第1条第4号)」として定められている必要はない。例えば、「信託財産に関する事項(同条第5号)」「受託者の職務に関する事項(同条第6号)」「公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)」等として定められていても差し支えない。
- そのほか、申請書記載事項については、下記の(1)～(6)のとおりとする。

(1) 公益事務の目的

- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的としており、原則として、信託行為に定められた公益信託の目的を、公益事務の目的として取り扱う。公益信託の目的は、後述の③受益の機会の公開や⑤公益事務の合目的性等の判断に当たって常に参照される原則であり、公益事務としてどのような事務を行い、どのような公益の実現を目指すのかについて、明確に記載されている必要がある。
- 受益の機会を限定する場合や、営利企業等が行う事業と類似する事務を行う場合などには、公益信託の目的との関連性が特に重要であることに留意する。あわせて、申請書においては、信託行為に定められた公益信託の目的が公益信託法別表に掲げられたどの公益目的に位置付けられるか、説明する。

⁷ 事務をまとめた結果、チェックポイントの複数の事務区分に該当する場合には、事務の公益性等に関する説明において、該当する複数の事務区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある。

(2) 公益事務の概要

- 公益事務の内容が、端的かつ簡潔に明らかにされる必要がある。信託行為に定められた公益信託の目的を実現するため、幹となる公益事務としてどのような種類の公益事務を行うか(例：〇〇を対象とする奨学金の支給、子ども食堂など)、どのような者を受益対象者として、どのような方法で行うかなど、公益事務の外延が明確に分かる必要がある(③～⑥に記載される事項について、重複して記載する必要はない。)。受託者が、信託行為に従いつつ、毎年の運営状況に応じて決定すべき事項(対象者の具体的範囲や数など)は、事業計画書に記載するとともに、実績を信託概況報告に記載する旨を明らかにすることとして差し支えない。
- 申請書の公益事務の記載は信託行為の公益事務と一致していることが望ましいが、信託行為に十分な定めがない場合に、信託行為を補足する記載を置くことは差し支えない。その際には、補足内容と信託行為の定めとの関係が明らかになるよう記載する。
- また、公益信託は、信託財産を用いて信託行為に定められた公益事務を実施するものであり、信託行為に定められた公益事務は、公益事務として実際に実施される必要がある。ただし、信託財産の拠出を段階的に実施することに合理的な理由がある場合などで、公益信託の設定当初において公益事務の一部を実施しないことに特段の理由がある場合は、申請書において当該理由及び公益事務を開始する時期の見込みについて明らかにするものとする。
- 同一の趣旨・目的の下、同種の公益事務を複数行うことが想定される場合は、事業計画書等への記載を前提に、申請書には端的かつ簡潔に記載する。
- 幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う公益事務(当該事務が法人税法施行令(昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。)第5条第1項に掲げる事業であって相応の対価が見込まれるものを除く。以下「付随的事務⁸」という。)については、事業計画書等への記載を前提に、記載不要とする。付随的に行う公益事務の規模が大きくなると想定される場合は、当該事務の趣旨・規模等を明記する(詳細は事業計画書への記載で可)。なお、付随的事務は、幹となる公益事務の効果的な実施等のために行われる公益事務であり、幹となる公益事務が実施されない場合には実施されることがないものが想定される。
- 法人税令第5条第1項に掲げる事業⁹を公益事務として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事務を公益事務として行う必要性・公益性の意義等について記載する¹⁰。

⁸ 「付随的事務」は公益性を有する事務が前提になるが、チェックポイントを異にする公益事務も含まれる。申請書に記載しない場合、チェックポイントに該当する旨の説明も不要である。

⁹ 当該事業が「公益性」を有する公益事務に該当するものに限る。

¹⁰ 収益性が高い公益事務を行う場合には、透明性を確保する必要性が高いほか、申請書に記載されていない場合には、公益事務に含まれるか必ずしも明らかではないために、公益信託行政の適正な執行にも問題が生じ得る。

- 幹となる公益事務内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益事務としての特徴を記載する。
- 公益事務実施のための財源については、信託行為、財産目録、収支予算書、事業計画書等（事後的には計算書類及び信託概況報告）により確認できることが必要である。
- 事務を受託（請負を含む。）により行う場合は、委託元との受託内容が事業計画書（事後的には信託概況報告）において確認できることが必要である。補助金等が交付されている場合（補助金等の申請を予定している場合を含む。）は、原則として、事業計画書により確認できることが必要である。
- 公益事務の重要な部分を委託する場合には、信託行為において必要な定めを置くとともに、事業計画書（事後的には信託概況報告）において委託の事実及び委託している業務内容等を確認できることが必要である。
- 公益事務において発生する知的財産権について、信託財産としない場合は、帰属先について記載する。

（３）受益の機会について

- 公益事務の受益の機会（応募要件、参加要件等）について明らかにされる必要がある。募集等を行う場合は、募集等の方法を記載する（募集の方法の詳細は、事業計画書において記載する旨の記載で可）。受益の対象は、スポーツ大会事務においては参加選手のほか、観客も受益対象者となることが想定されるなど、公益事務の内容に応じて多様な者が受益の対象となる可能性があることに留意する。

信託行為に助成対象を「〇〇学その他事業計画書に定める分野」とするなど、事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。

- 応募や参加の条件を特定の属性を有する者に限るなど、受益の機会を特定の集団に限るような場合には、申請書に、当該条件を付す理由及び当該条件によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。
- なお、店舗における物品の販売や劇場における公演など、受益の機会が開かれていることが明らかな事務については、受益の機会についての記載を要しない。

（４）受益対象者の義務・受益の条件について

- 受益対象者の義務（受益の条件（対価など））及びその公表方法について記載する¹¹。

対価については、「市価より低額とする」、「需給に応じた変動価格とする」、「国民が気軽に観

¹¹ 社会通念に照らして当然の義務・条件は、記載を要しない。

覽できる価格とする」等の対価設定の原則を信託行為に定めた上で、具体的な価格等は事業計画書に記載(頻繁な変更が想定される場合は公益信託のホームページや事務所への掲示で可)することを原則とする。

公益事務の内容に応じて、「事業計画書に記載する」「ホームページにおいて公表する」等の記載で可とする。

(5) 公益事務の合目的性の確保の取組

ア 受益対象者等の選定方法

- 応募を前提とするか否かにかかわらず、一定の範囲の中から受益対象者等を選定する場合には、選定の方法等を記載する。その際、公益事務の趣旨・目的に応じた公正で質の高い選定を確保するための取組について記載する。
- 申請書には基本的考え方や原則を記載し、詳細は事業計画書又は規程に記載する。この場合、規程は事業計画書の添付書類とする。
- 受託者の理事会その他の組織の専門性等で公正性や質を確保する場合には、事業計画書又は信託概況報告において、当該理事会や既存組織の構成を説明する。
- 選定結果や選定理由の公表は、選定の公正性や質の高さを担保する有力な手段となる。

イ その他公益事務の質(合目的性)を確保する手段

アのほか、具体的な公益事務の内容が、公益信託の目的に適合することを確保するための取組について記載する。考え方を簡潔に記載し、具体的な取組は事業計画書において記載することで可とする。

ウ 公益事務の実施による不利益を排除する取組

公益事務の性質上、重大な不利益が発生する蓋然性があるものについては、重大な不利益を排除するための取組を記載する¹²。

(具体例)

(ア) 機微な個人情報を大量に扱う公益事務 ⇒ 個人情報保護の取組

¹² 「申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進する側面を有する反面、同時に一定の者に不利益を与える側面をも有している場合において、申請事業が増進すべき利益の大きさやその帰属主体の数に鑑み、当該不利益の大きさ及びこれを受け得る者が相対的に無視し得ない程度に達するものと認められるようなときは、そのような事業の内容や手段は、事業目的を実現するのに適切なものとはいえず(事業の合目的性が認められず)、総合的にみて不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとは言えないと評価されることもあり得る」とする公益法人の裁判例がある(令和元年10月30日東京高等裁判所判決。平成31年(行コ)第26号、令和元年(行コ)第125号)。

- (イ) 公益事務の中断等が弱い立場にある受益対象者に重大な不利益を及ぼすため、安定的な実施が特に必要な公益事務 ⇒ 財源及び財政基盤確保の取組
- (ウ) 生命・身体・財産に危険を及ぼす蓋然性がある公益事務 ⇒ 安全性確保の取組
- (エ) 公費等によるプロジェクト ⇒ 透明性確保・不正防止の取組
- (オ) 犯罪、違法行為の危険性がある公益事務 ⇒ 犯罪・違法行為を防止する取組
- (カ) 代価の受領とサービスの提供に大きな時間差がある公益事務 ⇒ 財産保全の取組

(6) その他

公益事務の公益性を確保するために、公益信託において特に講ずることとしている措置を記載する。

公益事務の種類及び内容(イメージ)

(事業単位ごとに作成してください。)

事務番号	公益事務名等
1	大学生・大学院生に対する奨学金支給事務

2. 公益事務の内容 <申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。

>

(1) 公益事務の目的

我が国において、最先端技術を学ぶ学生に対する奨学金支給事務を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

事務の趣旨・目的は、HPで公表している。

(2) 公益事務の概要

我が国において最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院にあって、工学その他事業計画で定める学科等に在籍する学生のうち、修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象として、就学金支給事務を行う。

(3) 受益の機会

募集要項を〇〇が指定する全国の大学・大学院に配布するとともに、〇〇のホームページに掲載するなどにより幅広く募集を行う。

(4) 受益対象者の義務・受益の条件

- ・ 助成対象者である学生から学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。
- ・ 奨学金は原則として返済の義務を負わない。

(5) 公益事務の合目的性の確保の取組

助成対象者は、別に〇〇が定める選考規程に従い、学識経験者が参画する選考委員会における公正な選考を経て〇〇で決定する。

(6) その他

※ 対象の大学等、助成対象者、募集方法、奨学金支給対象予定者(継続対象者・新規対象者)、支給予定金額については、事業計画等に記載し、実績(奨学金支給スケジュール、奨学金支給実績、〇〇の活動実績等)を信託概況報告に記載する。

(注1) 公益事務の内容については、ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)に沿って記載してください。

事業計画書(イメージ)

第1 奨学金支給事務

1 対象大学等 文部科学省が〇〇として指定している大学・大学院とする。

2 令和7年の支給対象者

以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 対象大学に在籍し、工学、薬学又は化学を専攻する学生(海外からの留学生を含む。)
- (2) 心身が健康であること(引き続き、就学に堪え得るものと認められること)
- (3) 学業・人物ともに優秀であると認められる者
- (4) 経済的な理由により就学が困難であると認められる者
- (5) 令和7年4月1日現在で30歳以下の者

具体的には、以下の者を予定する。

- ・ 継続対象者 昨年度助成対象者のうち、昨年度に学位取得予定の20名を除いた40名※
支給対象予定額2400万円)

※ ただし、次に掲げる者は対象から除外する。

- ・ 昨年度の成績が応募要項に示した基準に満たなかった者
- ・ 提出された書類の内容及び応募要項に示した基準に照らして、経済的な理由により就学が困難であるとは認められない者

- ・ 新規対象者 (4)により選考した30名(支給予定額1800万円)

3 給付内容等

1名当たり60万円(5万円/月×12)を上とする。

給付期間は、助成対象者が、学位を取得するまでに通常要する期間とする。

4 選考手続等

信託概況報告(イメージ)

第1 奨学金支給事務

1 奨学生の決定

今年度の〇〇信託選考委員会委員として、信託契約及び〇〇信託選考委員会規程に基づき、次に掲げる者を選任し、委員に委嘱した。

座長: 〇〇大学教授 ××

委員: (株)〇〇代表取締役 ××

委員: 公益社団法人〇〇会理事 ××

委員: 公益財団法人〇〇研究所研究員 ××

委員: 学校法人〇〇理事 ××

(継続)

・ 奨学生から提出された書類により、〇月〇日に開催された〇〇信託選考委員会において、全員が、引き続き基準を満たすことを確認し、対象者全てについて、引き続き、奨学金の支給を行うこととした。

(新規)

文部科学省が〇〇として指定している大学に募集要項を送付して募集を依頼するとともに、当公益信託のHPにも募集要項を掲載して奨学生を募集(募集期間: 令和〇年〇月〇日～〇月〇日)

73名の学生から応募があり、必要書類の提出がなかった3名、年齢又は所得の要件を満たさなかった2名を除く68名について、選考規程に基づき、〇月〇日に開催された〇〇信託選考委員会に関係書類を添えて諮問した。厳正な審議を経て、40名を選定した。

2 奨学金の支給

合計、80人に対して、合計4800万円を支給した。

(内訳: 学部生●人(1年生▽人、2年生▽人…), 大学院生●人(修士▽人…))

第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

- 内閣府及び公益認定等委員会は、公益事務該当性を判断する基準について、公益認定及び公益信託認可に係る判断実例の蓄積を踏まえ、継続的に明確化に取り組む。

また、判断基準等については、公益信託関係者や企業・国民の意見を受けつつ、不断の見直しを行っていくものとする。

- 公益事務を活性化し、公益目的に向けた委託者の意思を尊重する観点から、公益信託のガバナンスを勘案しつつ、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。信託行為及び申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認可後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講ずる。

(公益事務のまとめ方についての確認)

- 公益事務をまとめた理由(類似、関連するものと整理できる理由)が、合理的であるかを確認する。また、公益事務該当性のない事務が含まれていないか確認する。
- 公益事務の実態に照らし、他の事務と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認する。例えば、将来のサービス提供等のため財産を確保しておくことが必要な公益事務や、特定の収入等に関して一定の目的以外に支出できないような公益事務をまとめると、適切な経理処理・財産管理を行うことが難しくなり、結果として受益対象者等に重大な不利益が発生する可能性がある。

1 公益信託の目的についての確認事項

- 公益信託全体の目的と個別の公益事務の趣旨・目的とは必ずしも完全に一致する訳ではない(例えば、1つの公益信託において複数の公益事務を行う場合に、公益信託の目的を超えない範囲で個々の公益事務の目的を定めるような場合が考えられる)ところ、その場合に公益信託の目的とは別に公益事務の趣旨・目的を申請書等に記載することは、否定されるものではない。この場合、受託者及び信託管理人を拘束する基本原理(公益信託の目的)と公益事務の目的とが異なる状態であるため、これらの目的が異なっている合理的な理由を確認する。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的として別表該当性の説明は、申請書の記載内容に基づき判断する。その際、社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断する。
- なお、信託行為その他の申請書類、委託者及び受託者の公表資料・公表態様その他一切の

事情を考慮して、公益信託の実際の目的が別にあると判断することがあり得る¹³。

- 信託行為に定める公益信託の目的の範囲から外れた事務や、信託行為に根拠のない事務は、公益事務として認められないことがあり得る。信託行為の目的や事務が抽象的である場合などには、当該公益事務が信託行為の内容や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、信託行為には具体的に定める必要がある。
- 公益信託の目的は、公益事務を列挙して定める必要はなく、また、公益事務の内容等によっては抽象的な記載とならざるを得ないことも想定されるが、公益信託の根本規範として関係者を拘束し、これを前提に行政庁の認可を受け、国民にも示されるものであり、どのような目的で、どのような事務を行うかについて、合理的理由がある場合を除き、例に掲げる程度に明確に定めなければならない。

例1:この公益信託は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問介護事務
その他療養中の患者を支援する公益事務のみを行い、もって、県民の健康と福祉の向上
に寄与することを目的とする。

例2:この公益信託は、〇〇県の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者に対し、学
資の支給等の公益事務のみを行うことにより、青少年の健全な育成に貢献することを目的
とする。

2 公益事務の概要についての確認事項等

- 幹となる公益事務の内容や構造にもよるが、概ね、幹となる公益事務の1割程度¹⁴(例えば〇周年事務など単発の事務にあつては3割程度)を超える事務は、「小さな規模」には当たらない。社会通念に照らして、事業計画書等に記載された付随的事務が、幹となる公益事務の効果的な実施等に資することの合理性が疑われる場合には、追加的に説明を求めることがあり得る¹⁵。
- 信託行為に定められた公益事務の一部について、公益事務の概要に記載がない場合は、合理的な理由があるか確認する。
- 収益性の高い事務を公益事務の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。
 - (1) 幹となる公益事務の趣旨・目的のために実施されるものであること
 - (2) 当該公益事務の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益事務の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われないものであること

¹³ 例えば、崇高な公益目的が掲げられ、ホームページにおいて公表されていても、ホームページ等における情報の表示方法、公益信託関係者の著書や発言内容等に照らすと、実質的な目的は、公益信託制度を利用して私的利益を実現することにあると考えざるを得ないような場合。

¹⁴ 一般的には経常費用で判断することを想定している。

¹⁵ 説明を求めるに当たっては、合理性が疑われる理由を行政庁が示すものとする。

- 営利企業等が行う事業と類似する公益事務については、なぜ公益事務として当該事務を実施する必要があるか、当該事務を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事務を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益事務としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益事務として実施する意義が認められない場合には、公益事務として認められない。

なお、公益事務として実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、公益事務として実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、公益信託の目的との関連性(いたずらに小さな単位で事務を切り出すのではなく、公益事務全体として判断する。)を踏まえて判断する。

3 受益の機会についての確認事項

- 不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する(通常、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要)。

例えば、高度な学術に係る講習会を公益事務とする場合において事務の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、公益事務の目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない。

- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事務の恩恵を受けることができることが望ましいが、信託行為に定められた委託者の意思や資源提供者(サービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。)の意思を尊重することも求められる。「合理的な限定」であるか否かは、公益事務の内容、公益事務の規模、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する。

なお、公益信託については、公益法人と比べて小さな規模でも公益活動が実施できるようにすることが重要であり、例えば、まちづくり等に関連する公益信託であって不動産等を信託財産とする場合等において、現実には利益を受ける者が事実上一定の範囲に限られるとしても、公益信託の目的及び公益事務の内容に不自然な点がなく、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」に寄与すると考えられる場合には、不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれていると判断するものとする。

(参考:公益法人制度における具体例)

- (1) 学校に関しては、入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを踏まえ、同窓会法人が行う特定校の教育活動(同校の学生生徒の国際交流活動、社会貢献活動など)への助成や同校在学学生及び卒業生を対象とした奨学金支給について、公益目的事業として認めた事例
- (2) 宗教精神に基づく社会貢献活動において、特定宗教関係団体からの申請に対して資金支援等を行う事業について、当該宗教のネットワークを活用して、より効果的な社会貢献活動を行うことができるとの説明を踏まえて公益目的事業として認めた事例
- (3) 特定企業の関係者のみを対象、特定企業職員等を主たる対象や特定企業職員の遺児を対象とした奨学金事業について、公益目的事業とすることは適切ではないと整理した事例

- 現時点での受益対象者が特定少数であるとしても、将来的・潜在的に不特定多数の者が受益することが想定されるならば、受益の機会が開かれていると判断し得る。例えば、現に発病しているのが特定の少数者である難病患者を救済する事務であっても、潜在的には不特定多数の者が同じ病気になる可能性があることを踏まえれば、受益の機会が開かれていると判断し得る。
- 直接の受益対象者が特定少数であるとしても、その背後の不特定多数の者に利益が及ぶ場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与していると判断し得る。例えば、公益法人制度において、公庫が行う教育ローンの債務保証事業について、直接の利益を受ける対象が公庫であるとしても、債務保証利用者に利益があると判断した事例がある。
- 受益の機会が開かれているか否かは、公益事務の内容に即して実質的に判断する。例えば、博物館の場合、開館時期がほとんどない(休眠)場合には、通常開かれているとは判断しない。

4 受益対象者の義務・受益の条件についての確認事項

- 受益対象者の義務・受益の条件は、公益信託の目的等に照らして合理的なものであるかを確認する。
- 当該義務により、営利企業等や公益信託関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益事務としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり公益信託関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益事務としては認められない。
- 当該義務や条件が、公益信託の目的等に照らして合理的なものであると言えず、社会通念に照らして不適切なものがある場合には、公益事務の合目的性が確保されていないと判断する。

5 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項

○ 公益事務の内容に応じた適正運営の確保、公益事務の内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、公益事務の趣旨に応じたプロセス（ニーズ調査や関係者の参加）の確保など、公益信託の目的を踏まえ、必要に応じて、公益事務の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。

○ 選考等を行う場合は、原則として、以下を要する（申請に係る審査時には、通常、選考基準など選考等に関する資料の提出が必要）。

- ・ 選考過程における直接の利害関係者の排除
- ・ 公益事務の内容に応じた専門家の関与¹⁶
- ・ 選考方法の透明性の確保（応募する可能性のある者、公益信託関係者、寄附者や国民に対して事前（合理的理由がある場合は事後）に明らかにされているか（選考方法を示すことが適切でない合理的な理由がある場合には、その理由及び代替措置が講じられているか）。）

なお、受託者の理事会や組織の構成に係る説明（第1節第2（2）⑤ア参照）等¹⁷により、公益事務に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合を除き、合議制機関の設置により、専門性・公正性を確保しなければならない。

また、合議制機関を設置する場合、一般に、奨学金など直接的な受益対象者を選考する際は公正性が重視されるのに対し、事務の実施者等を選考する際は専門性が重視されるなど、公益事務の性質等に応じて委員が選考されることが重要である。外部の有識者を委員とすることは、選考等の公正性・客観性確保の観点から有益であることも多い。。

○ 公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために、合議制機関を設置する必要がある場合¹⁸は、「公益信託の適正な運営のため不可欠なものとして合議制機関を置く場合（公益信託規則第1条第13号）」に該当し、「当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」を信託行為に定めなければならない。

○ 研究・開発、博物館事業、表彰・コンクールなど公表が公益信託の目的を実現するために当

¹⁶ 「専門家」とは、公益事務の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者を言う。公益信託の目的及び公益事務の内容によるが、高度の専門性を求める必要がないことも多いことに留意する。関与の形態として、必ずしも受託者が雇用している必要はなく、事務を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

¹⁷ 公益事務の内容や選考の趣旨によっては、合議制機関ではなく、一人の専門家による選考でも差し支えない。例えば、「公演」を公益事務として行う場合に、高い専門能力を有する監督が出演者の決定等を行うことも想定される。

¹⁸ 公益事務の合目的性を担保するものとしては、合議制機関の設置以外に、受託者の能力、公益事務の内容に応じた他の手段（公表、訓練、機材の確保など）などがあり、一律に合議制機関の設置を求めるものではないことに留意する。

然求められる手段であることが多いほか、審査時点においては、キャンペーン・〇〇月間、資金貸付・債務保証など公表によって透明性が確保されることにより、公益事務の適正運営が確保されると判断することもあり得る。

- このほか、公益事務の成果を適正に把握・評価し、公表するとともに、成果の評価を踏まえて事務内容を改善する取組は、公益事務該当性を事前に評価することが容易ではない場合における、公益事務の合目的性の確保の取組として有効と考えられる。
- 重大な不利益が発生するリスクのある公益事務について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する（申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要。）。

6 その他横断的な注記事項

(1) 飲食・パーティー

- 飲食は、一般的には、その飲食を行う者が利益を得るに留まり、公益事務として費用を負担して飲食を提供することについては、当該公益事務の趣旨・目的に照らして合理性が必要となる。
- 相応の対価を得て飲食を提供する公益事務については、法人税令第5条に掲げる事業に含まれると考えられるところ、公益事務の実態に応じて上記(2)により判断されることから、ここでは、公益信託が、相応の対価を得ることなく行う飲食の提供について注記する。
- 公益信託の目的に照らして、当該飲食の提供を行うことに合理的な理由があり、相当の範囲で行う飲食の提供は認められる。例えば、被災地における炊き出し、表彰等に係る「晴れ舞台」の場としてパーティーの開催、重要な公益事務遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における食事、弁当等の提供、公益事務への協力者等への茶菓の提供等が想定される。なお、幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行われる場合には、信託行為や申請書への記載は不要である(第2章第1節第22(2)参照)。
- なお、受託者等の関係者が参加する会合等における飲食の費用を公益信託が負担することについては、関係者に対して特別の利益を与えるおそれ、支払基準に従った信託報酬の支払(公益信託法第19条)への違反のおそれがあるほか、信託財産の提供者の意思に反することも想定されることに留意する。公益事務として合理性がある場合に、社会通念上相当の範囲で支出することは問題ないが、相当額の支出が想定される場合には、信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)に定めるなど、透明性をもって支出を行うことが望ましい。

(2) 「寄附」(導管寄附)

○ 公益信託(の受託者)が、寄附金の使途(助成先)を具体的に指定して行われる寄附を受け入れ、当該指定された助成先に対して助成を行う場合がある。例えば、助成先を予め提示して寄附を募り、当該寄附を財源として助成を行う公益事務が想定される。国境を越える寄附の場合には、助成先を予め提示して寄付を募る方が、支援の透明性が高まり、公益信託におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る。

○ こうした手法は、新たな社会貢献の手法として、近年増加している一方、本来、税制優遇を受けるべきではない寄附について、公益信託を単に経由(トンネル)することによって税制優遇の対象とすることは、公益信託に係る税制優遇を濫用した税逃れとして制度に対する信頼を失わせかねないものであり、制度の趣旨を踏まえて適切に行う必要性が特に高いことから、特に留意すべき事項について注記する(こうした公益事務は、付随的・小規模に実施される可能性もあることから、横断的な注記事項としている。)。

なお、公益信託の委託者が、予め助成先を指定して公益信託を設定することについては、「受益者の定めのない信託」と言えるか否か、公益事務に処理するのに必要な信託財産が確保されているか(経理的基礎)、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるか(公益信託事務の遂行能力)等の観点から慎重に審査されることになる。

(特に留意すべき事項)

ア 助成先の選定は、公益信託の受託者が主体的に行うことが必要である。その際には、公益事務の趣旨・目的に照らして、適切な対象が選定されることが求められる(上記5に記載した、「選考等を行う場合」参照。)

イ 公益信託の受託者は、被助成者から提出される報告書等を通じ、助成した資金が適切に活用されているかを確認することが求められる。また、単に確認するにとどまらず、公益信託の運営について透明性を高めるとともに、寄附者に対する説明責任を果たす観点から、HPIにおける公表等の措置を講ずることが望ましい。

ウ 助成先を予め提示して寄附を募る公益事務においては、公益信託において、被助成者に対する助成以外に使用する場合(手数料等)は、その額の算定が合理的であり、かつ、寄附者が当該事実を予め認識できる措置を講ずる必要がある(寄附の募集に関して、寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすることは許されない(公益信託法第18条第3号。))。

エ 助成先を予め提示して寄附を募る公益信託においては、寄附が集まらなかった場合に公益事務が実施できないことも想定され、そのような場合にも、適切な対応が行われる必要がある。

第4 変更認可事項と変更届出事項

1 基本的考え方

- 基本的に、公益事務該当性の判断に影響する事務内容の変更は変更認可申請が必要であり、公益事務の内容を変更しても、公益事務該当性に変更がないことが明らかなものとして内閣総理大臣が定めるもの(告示で示される)については、変更届出となる。
- 具体的には、申請書記載事項(字句の訂正その他の公益事務の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。)に変更がある場合は、原則として、変更認可申請が必要となる。
なお、今後、公益信託の事例の増加、判断の蓄積に応じ、第2節に定める事業区分に応じて、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。
- 信託行為に定められた公益事務の一部を実施しないことについては、公益信託が信託行為に従い公益事務を実施する契約であることに鑑みると契約違反にもなり得る判断ではある一方で、何らかの合理的な事情により公益事務の一部を実施しないことも想定される。このため、公益事務の一部廃止についても変更認可申請を必要とした上で、当該事務を実施しない場合には、その旨及び理由を、継続的に信託概況報告に記載しなければならないものとする。
- また、公益信託の本旨に鑑み許容される場合において、緊急時に信託財産を活用して機動的に公益活動を実施することが出来るよう、申請書に記載がない場合であっても、2の範囲では、届出により活動を行うことが出来ることとしている。

2 緊急事態における対応

- 自然災害その他の緊急事態にあつて、公益信託財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入(社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく行う公益事務について、当該公益信託のガバナンスにおいて当該公益事務を実施することが当該公益信託の本旨に従うと判断された場合には、信託行為及び申請書に明文で記載されていない事務であるとしても、当該公益事務は、引き続き公益事務に該当することが明らかであるとして内閣総理大臣が告示で定めることとしており、届出によって実施可能とする。この場合は、公益事務の内容、事務の成果等について信託概況報告に記載する。

公益事務を特定の地域で実施することとしている公益信託において、緊急事態にあつて、短期間、当該地域以外の地域で実施する場合も同様とする。

第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章監督参照)

- 監督に当たっては、「公益信託の目的等に沿って事業が実施されているか」、「信託行為及び申請書に記載された公益事務の質が確保されているか」など、第1から第3に記載のとおり申請

書の記載をベースに監督を行うが、その際には、細かな文言に拘ることなく、「公益目的の実現は確保されているか」、「不特定・多数の利益が実現しているか」という実質的な観点を重視する。

1 公益信託の目的について

公益事務（付随的なものを含む。）は、公益信託の目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。公益事務の実施状況、受託者の言動その他一切の事情に照らして、公益信託の目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断して監督処分等を行うことがあり得る。

2 公益事務の概要について

付随的事務について、公益信託の目的及び幹となる公益事務の内容に照らして、不合理な内容であってはならない。

3 受益の機会について

信託行為及び申請書の記載内容に反し、実質的に、特定の範囲にある者に限り、又は、特定の範囲にある者を不相当に優遇する運用となっていてはならない。また、実際の公益事務の実施状況に照らし、受益の機会を特定の者や集団に限ることがある場合には、それが不合理なものであってはならない。

全体として、不特定多数の者の利益が実現していることが求められる。

4 受益対象者の義務・受益の条件について

義務により、特定の者に相当の範囲を超える利益が生じている場合には、公益信託法第8条第5号又は第6号に反すると判断し得る。また、義務の内容によっては、受益対象者等に事前に知らせることなく、社会通念に照らして当然に求められる範囲を超えた義務を課すことは、透明性を欠き公益事務として不適切と判断され得る。

5 公益事務の合目的性の確保

公益信託の目的に照らし、信託行為及び申請書の記載内容に即して合目的的に公益事務が実施されている必要がある。また、リスクの高い公益事務について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されることが求められる。

第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ

- 第1節において、公益事務該当性の判断に当たっての考え方を示したが、これは、公益法人における過去の判断事例を帰納的に整理した公益認定等ガイドラインの記載を踏まえたもので

ある。公益認定等ガイドラインにおいては、更に、多種多様な公益目的事業のうち典型的と考えられる19の事業区分についての公益目的事業当性の判断の考え方を整理したチェックポイントが示されている。

○ 公益法人制度における公益目的事業該当性の審査

【典型19事業】

- 公益認定等ガイドラインには、公益法人において典型的と考えられた19類型の事業について、事業毎に、公益目的事業該当性を判断するに当たってのチェックポイント、審査に必要となる判断要素及び行政庁の審査時に合理的に必要と考えらえる書類・証憑類を明らかにした「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(以下、第1において「公益法人の判断基準」という。)が示されている。

【19類型】

(1)検査検定、(2)資格付与、(3)講座、セミナー、育成、(4)体験活動等、(5)相談、助言、(6)調査、資料収集、(7)技術開発、研究開発、(8)キャンペーン、〇〇月間、(9)展示会、〇〇ショー、(10)博物館等の展示、(11)施設の貸与、(12)資金貸付、債務保証等、(13)出資、(14)助成(応募型)、(15)奨学金、(16)表彰、コンクール、(17)競技会、(18)自主公演、(19)主催公演

○ 19類型の事業についての公益目的事業該当性の審査

【第1段階】

①「申請書記載事項」、②事業の公益性に関する説明、③「公益法人の判断基準」に示された書類・証憑類に基づき判断することとされている。審査の際には、申請書に記載された内容が合理性(常識的又は理論的に考えた結果として説得性があること)・現実性があるかに十分留意するが、横出し、上乘せの審査を回避する観点から、必要以上の具体性を求めない旨が示されている。

【第2段階】

第1段階で、チェックポイントに該当する旨が確認された場合に、申請内容について、公益認定等ガイドラインの「総論」に示された考え方に基づき、追加的に確認すべき特段の事情の有無を確認し、特段の必要がある場合には、必要な確認を行うとされている。

○ 19類型以外の事業の公益目的事業該当性の判断

19類型に該当しない事業には、多種多様な事業が含まれており、具体的なチェックポイントを示すことが困難であることを踏まえ、公益目的事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行う前提で、以下により公益目的事業該当性を判断することとしている。

また、事業の特性により、19事業との類似性が認められる場合において、19事業のチェックポイントを活用して公益性及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを確認することは許容される旨を明らかにしている

- (i) 事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主たる目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。
- (ii) 事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。
- (iii) 受益の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 受益者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。
- (v) 上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。
 - ・ 選考等を伴う事業において、選考等の専門性・公正性を確保する取組が行われているか。
 - ・ 事業内容に応じて、必要な透明性が確保されているか。
 - ・ 重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているか。
 - ・ その他、事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保等、事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の質や成果を確保する取組が行われているか。

○ 公益事務該当性の判断について、公益目的事業該当性の判断と取扱いを異にする理由はなく、特段の事情がない限り、上記に示した公益法人の取扱いにより審査を行うものとする。ただし、上記の「総論」とあるのは、第2章第1節(総論)とする。

○ 一方、新公益信託法の施行前の時点において、既存の公益信託では助成や奨学金の支給以外の公益信託は存在せず、今後、どのような公益信託が出現するかも明らかではないことから、本ガイドラインでは、利用頻度が高いと想定される(14)助成金(応募型)及び(15)奨学金のチェックポイント¹⁹を示すことに留め、それ以外の17の類型については、「法人」と「信託」の性格の違い等を踏まえて適切な読替を行ったうえで公益認定等ガイドラインの記載を準用する。今

¹⁹ 公益認定 GL のチェックポイントと同内容であるが、移行認可等において大多数の公益信託が当てはまると考えられることから、本ガイドラインにも記載している。

後、公益信託の実情に応じて追加の必要性を検討する。

(14) 助成(応募型)

① 公益事務の概要等及びチェックポイント

ア 公益事務の内容

「助成(応募型)」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する公益事務のことである。なお、応募を前提としない助成の場合は、上記した「19類型以外の事業」に該当するものとして公益事務該当性を判断する。

イ 事業名

助成、給付(奨学金については(15)参照。)

ウ 公益事務として求められる趣旨

公益事務としての「助成(応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その公益事務の流れは、助成の対象となるべき者の設定及び対象者の選考の二段階である。

エ 事実認定の着目点

ウに示した二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

オ 上記を踏まえた「助成(応募型)」のチェックポイント、審査時の判断要素、及び審査時に必要と考えられる書類・証憑類

チェックポイント	審査時の判断要素	審査時に必要と考えられる書類・証憑類
(i) 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	助成が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	助成に係る規程(信託行為やHPに明示がない場合)
(ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。	応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
(iii) 助成の選考が公正に行われることになっているか。	個別選考に当たって直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程
(iv) 専門家など選考に適切な者が関与しているか。	専門家が関与していること	選考委員名簿(又はこれに類する資料)
(v) 助成した対象者、内容等を公表しているか。	個人名・団体名の公表に支障がある場合を除き、公表していること	公表に係る資料

	と	
(vi) (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	成果の報告についてルールがあること	助成対象者からの成果報告に関する資料
その他(応募等の過程で個人情報収集する場合)	助成業務で知り得た個人情報を適正に管理していること	個人情報保護規程

(15) 奨学金

① 公益事務の概要等及びチェックポイント

- 奨学金とは、一般に、応募・選考を経て、学問その他を修める個人を対象に学費を給付又は無利息貸与・長期分割返済貸与などで支援する事業である。一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定され易い。

【公益事務の留意点】

- ・ 資金拠出者等の人材確保など実質的に資金拠出者の利益を目的とした事業運営が行われる可能性がある(受け手である奨学生に資金拠出者等のための義務を課すなど)。
 - ・ 多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。
 - ・ 選考に当たり応募者の成績・将来設計・世帯構成や経済状況その他の機微な情報を扱う場合が想定され、その場合には個人情報保護の体制が特に重要となる。
- そこで、奨学金の公益事務該当性の判断に当たっては、応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、公益事務の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金給付の確実性の観点などから、以下の点から判定することが有効である。
- (i) 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適正な方法で明らかにされているか。
 - (ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。
 - (iii) 奨学金の選考が公正に行われることになっているか(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)。
 - (iv) 奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。
 - (v) 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか。

(vi) 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報取得する場合にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。

チェックポイント	審査時の判断要素	審査時に必要と考えられる書類・証憑類
(i) 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	奨学金に係る規程(信託行為やHPに明示がない場合)
(ii) 応募の機会が、一般に開かれているか。	応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
(iii) 奨学金の選考が公正に行われることになっているか。	個別選考に当たって直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程 選考委員名簿
(iv) 奨学金給付対象者に当該奨学金事務の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。	・給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと ・給付に当たり、義務がある場合その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること	募集要項、奨学金規程
(v) 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか。	奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること	当初財産目録 (継続的な財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
(vi) 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報取得する場合にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。	奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	個人情報保護規程

② 判断基準

＜応募の機会が一般に開かれているか＞

- 奨学金においては、一般に出捐者が縁のある特定の地域や後押ししたい特定分野など、特定地域の学校／特定校／特定学科等に属する者のみを応募要件とする事業が多い。制度の趣旨を踏まえると、応募の機会は、可能な限り広く開かれていることが望ましいが、奨学金(特に給付型)の必要性は大きく公益性を認め得る範囲は大きいと考えられること、出捐をしようとする者

の希望に反していたずらに応募者の範囲を広げることを求めることにより、出捐される額が減少し、民間公益をかえって委縮させる効果をもたらしかねないことに留意する。

- このため、奨学金において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、当該限定の態様が、当該公益信託の目的、奨学金の趣旨・目的、当該奨学金の規模、財源等に照らして合理性がある場合には、応募の機会が一般に開かれていると認められる。

なお、応募の機会を実質的に開かれている必要があり、応募規定上対象に限定がなくとも、募集要項を特定校のみに送付するなど、事実上限定されている場合には、受益の機会が開かれているとは言えない。

そこで、下記のような説明により当該チェックポイントの観点を満たすものと解した事例がある。

(例) 応募要件を特定の学校の在校生に限ることについて、①不特定・多数の者が当該学校に入学可能であること、②法人の目的は在校生の経済支援を通じた人材輩出であり、③社員(卒業生・教職員等の学校関係者)の寄附を奨学金の主要な財源としていること、④在校生の数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事情を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

(例) 応募要件を特定の町村居住者に限ることについて、①当該地域への居住等は開かれていること、②定款においては、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展を目的に、特定の町村出身の学生に奨学金を給付する事業を行うとされており、③当該地域出身者からの寄附金等を主な財源としていること、④対象者数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事業を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

<事業の財源との関係>

- 奨学金給付の確実性の観点から、支給決定を予定している奨学生数(収入に応じて支給決定を行う対象数の調整を予定している場合にあっては、想定する最小の奨学生数とする。この場合は、約束期間確実に奨学金を支給することができるよう支給人員が調整される旨が規程等により明らかにされる必要がある。)に対して約束した期間支給するだけの財源が確実に確保されている必要がある。
- 当初信託財産が十分ではなく、外部からの寄附(追加信託を含む。)を予定されているとする場合については、必要に応じ、寄附確約の書面で寄附予定者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した場合は、公益信託認可後、速やか(例えば認定後3か月)に実際の入金を確認し、入金を確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講じる。